



新潟県公報

令和2(2020)年
6月16日(火)
号 外
第44号

目 次

人事委員会

○職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正…………… 1

人事委員会

新潟県人事委員会規則第十八号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年六月十六日

新潟県人事委員会委員長 五 家 正

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和二十七年新潟県人事委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当(条例 <u>第四条の規定による防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当をいう。第二十九条第一項において同じ。</u>)の額は、従事した日一日につき三百三十円(著しく危険であると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、六百六十円)とする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1) 略</p> <p>(防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例)</p> <p>2) 条例附則第二項の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。</p> <p>一 新型コロナウイルス感染症(条例附則第二項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)に関して行う疫学的調査(新型コロナウイルス感染症の患者(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第十一項に規定する無症状病原体保有者を含む。以下同じ。)と直接面談の上行うものに限る。)の作業</p> <p>二 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者(以下「患者等」という。)からの</p>	<p>(防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当</p> <p>_____の額は、従事した日一日につき三百三十円(著しく危険であると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、六百六十円)とする。</p> <p>附 則</p> <p>① 略</p>

	検体の採取の作業	
三	患者等の移送の作業	
四	新型コロナウイルス感染症の患者の療養のため の宿泊施設その他これに準ずる施設において 行う新型コロナウイルス感染症の患者の日常生 活の支援又は健康管理の作業	
五	前各号に掲げる作業に相当すると人事委員会 が認める作業	
3	防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当(条例 附則第二項の規定による防疫作業に従事する職員 の特殊勤務手当をいう。)の額は、従事した日一 日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、 当該各号に定める額とする。	
一	前項第一号及び第二号の作業	四千元
二	前項第三号及び第四号の作業	三千元
三	前項第五号の作業	三千元(同項第一号及び 第二号の作業に相当する作業に従事した場合に あつては、四千元)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、令和二年一月一日から適用する。